

法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響の検討 —報復的公正研究における衡平理論の検証—

鶴田 智

【問題と目的】

本研究は、犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性を検証し、法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。また、法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響を明らかにすることで、社会的制裁が引き起こす問題の解決への提言を目的とした。

我々は自分が直接の被害を受けていないのにも関わらず、犯罪や不正をした者を罰したいと思うことがある (Felson, 1984; 今在, 2005; 大淵, 1987; Pepitone, 1975)。そのため、犯罪や不正をした者は、勤務先を解雇されたり、マスコミによって連日実名で報道されたりすることが少なくない。とくに近年では、インターネットや SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の普及に伴って、一般市民によるインターネット上での犯罪者に対する誹謗中傷や個人情報の拡散といった私刑が横行するなど、だれでも容易に社会的制裁を行うことができるようになった。しかし、犯罪者が社会的に排除されることは、犯罪者の社会復帰の妨げとなっているとして問題視されており (葛野, 2009)、社会的制裁は現代社会における解決すべき問題である。

現実社会において、犯罪者が受ける制裁には、法的制裁と社会的制裁があり (佐伯, 2009)、法的制裁とは国家が主体で法制度として組織化されている制裁であり、社会的制裁とは法的制裁以外の制裁である (佐伯, 2009)。法的制裁と社会的制裁の間にはどちらか一方が増加することによって、他方が減少するという相補的な関係 (相補性) があると指摘されている (日置, 2006)。この相補性は、衡平理論 (e.g., Adams, 1965; 井上, 1999; Pritchard, Dunnette & Jorgenson, 1972; Walster, Walster & Berscheid, 1978) と整合し、犯罪行為を入力、制裁行為を出力ととらえ、その比が均衡した時に最も満足度が高く、法的制裁と社会的制裁のどちらであろうが犯罪者に対する制裁が重い (強い) ほど、もう一方の制裁が弱く (軽く) なる。本研究では、犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性に着目して、法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした 3 つの研究 (4 つの実験) を行った。

【研究 1】

研究 1 では、犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性を検証することを目的とし、仮説 1「犯罪者が軽い (重い) 法的制裁を受ける場合、社会的制裁は強く (弱く) なる」と仮説 2「犯罪者が弱い (強い) 社会的制裁を受ける場合、法的制裁は重く (軽く) なる」の検証をするために、法的制裁と社会的制裁の両方向からの影響を検証する 2 つの実験を行った。

実験 1 では、法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響を検証することを目的とし、233 名 (分析対象者 220 名) を対象に実験を行った。実験デザインは 1 要因 3 水準参加者間計画であった。実験条件は刑罰軽 (懲役 1 年) 条件、刑罰中 (懲役 10 年) 条件、刑罰重 (懲役 20 年) 条件であった。

その結果、法的制裁の主効果は見られず、仮説 1 は不支持であった。ただし、重回帰分析の結果、法的制裁が重い (軽い) と思うほど社会的制裁意図が弱く (強く) なるということが示された。

実験 2 では、実験 1 とは逆方向で、社会的制裁が法的制裁に及ぼす影響を検証することを目的とし、63 名 (分析対象者 61 名) を対象に実験を行った。実験デザインは 1 要因 3 水準参加者間計画であった。実験条件は社会的制裁弱 (匿名報道) 条件、社会的制裁中 (実名報道) 条件、社会的制裁強 (実名と

顔写真の報道) 条件であった。

その結果、社会的制裁の主効果は見られず、仮説 2 は不支持であった。ただし、重回帰分析の結果、社会的制裁が強い (弱い) と思うほど法的制裁を軽く (重く) するということが示された。

実験 1 と実験 2 を照合した結果、客観的指標 (法的制裁の重さ、社会的制裁の強さ) の影響による相補性は確認されなかったが、主観的評価 (法的制裁の重さ認知、社会的制裁の強さ認知) における相補性の存在が示唆された。

【研究 2】

研究 2 では、犯罪者に対する法的制裁の手続き的公正要因として、法的制裁についての説明が人々の主観的評価に影響を及ぼし、社会的制裁意図の抑制に有効であるかを検証することを目的とし、144 名 (分析対象者 139 名) を対象に実験を行った。実験デザインは 2 (刑罰: 懲役 1 年・懲役 20 年) × 3 (手続き的公正要因としての説明: 手続き的公正高 (刑罰に関係のある説明) ・手続き的公正低 (刑罰に関係のない説明) ・説明なし) の参加者間計画であった。

その結果、説明の効果は見られなかった。また、犯罪者への法的制裁が重いほど社会的制裁意図は強くなるという結果が得られた。このことは、法的制裁と社会的制裁の相補性および研究 1 の結果と整合しない結果であった。

【研究 3】

研究 3 では、法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響をより精密に検証することを目的とし、一般市民と司法の量刑判断の差が社会的制裁意図に及ぼす影響を検証することを目的とし、68 名 (分析対象者 57 名) を対象に実験を行った。実験デザインは 1 要因 2 水準参加者間計画であった。実験条件は刑罰軽 (懲役 1 年) 条件、刑罰重 (懲役 20 年) 条件であった。

その結果、主観と客観の両者において、法的制裁と社会的制裁の原理に基づいた影響 (法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響) が示された。

【総合考察】

本研究の成果によって、主観と客観の両者において、犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性が示唆され、その相補性に基づく影響 (犯罪者に対する法的制裁が社会的制裁意図に及ぼす影響) が明らかとなった。研究 2 の結果が相補性と整合しない理由は、研究 2 の実験の手続き上に問題があったと考えられた。

犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性、すなわち報復的公正に関わる判断 (負の分配) において、人々は分配的公正に関わる判断と同様に、衡平理論に基づいた判断をすると考えられた。したがって、報復的公正に関わる判断においても衡平理論の確証性が示された。つまり、犯罪者への制裁だけでなく、企業における懲戒処分や教育分野における校則や罰など、さまざまな分野における人々の負の分配に関わる判断が衡平理論に基づいて解釈可能となり、現実社会への衡平理論の適用可能性を向上させた。このことは、社会的公正の研究領域において、最も未開拓の分野である報復的公正の研究分野の発展に寄与するものである。

本研究で得られた知見は、法的制裁によって社会的制裁をコントロールする可能性を示し、社会的制裁による問題への対処の一助となる。今後、社会的制裁が引き起こす問題を解決するためには、法的制裁と社会的制裁の両者の関係について、より多角的に検討を行っていく必要がある。(社会心理学)